

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:令和4年5月31日)

(追記日:令和 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (令和4年4月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	117 台
重量	1,112.70 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
		—	—	—	—	—		
1 塩化物イオン	令和4年4月8日	48	15	6	—	0.1	令和4年4月12日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 硅素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 クロロエチレン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
			—	—		
1 カドミウム及びその化合物	-	-	0.03mg/L以下	—	-	年1回
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	—	〃	
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	—	〃	
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	—	〃	
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	—	〃	
6 硅素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	—	〃	
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	—	〃	
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	—	〃	
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	—	〃	
10 トリクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	—	〃	
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	—	〃	
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	—	〃	
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	—	〃	
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	—	〃	
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	—	〃	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	—	〃	
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	—	〃	
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	—	〃	
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	0.02mg/L以下	—	〃	
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	—	〃	
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	—	〃	
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	—	〃	
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	—	〃	
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	—	〃	
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	—	〃	
26 ふつ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	—	〃	
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	—	〃	
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	—	〃	
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	—	〃	
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	—	〃	
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	—	〃	
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	—	〃	
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	—	〃	
34 水素イオン濃度	令和4年4月5日	7.3	5以上9以下	—	令和4年4月19日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	令和4年4月5日	1.1	5日間の600mg/L未満	0.5	令和4年4月19日	〃
36 浮遊物質量(SS)	令和4年4月5日	定量下限値未満	600mg/L未満	1	令和4年4月19日	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	—	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	—	〃	
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 箇 所	異常の有無
擁壁等	令和4年4月20日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	令和4年4月20日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	令和4年4月20日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	令和4年4月20日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
措置の必要性	なし	送水管	無

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回